

厚木市水洗便所改造等資金融資あっせん申請の概要

本制度は、水洗便所改造等工事に係る資金の融資を、市が金融機関にあっせんし、市が利息を全額負担するものです。

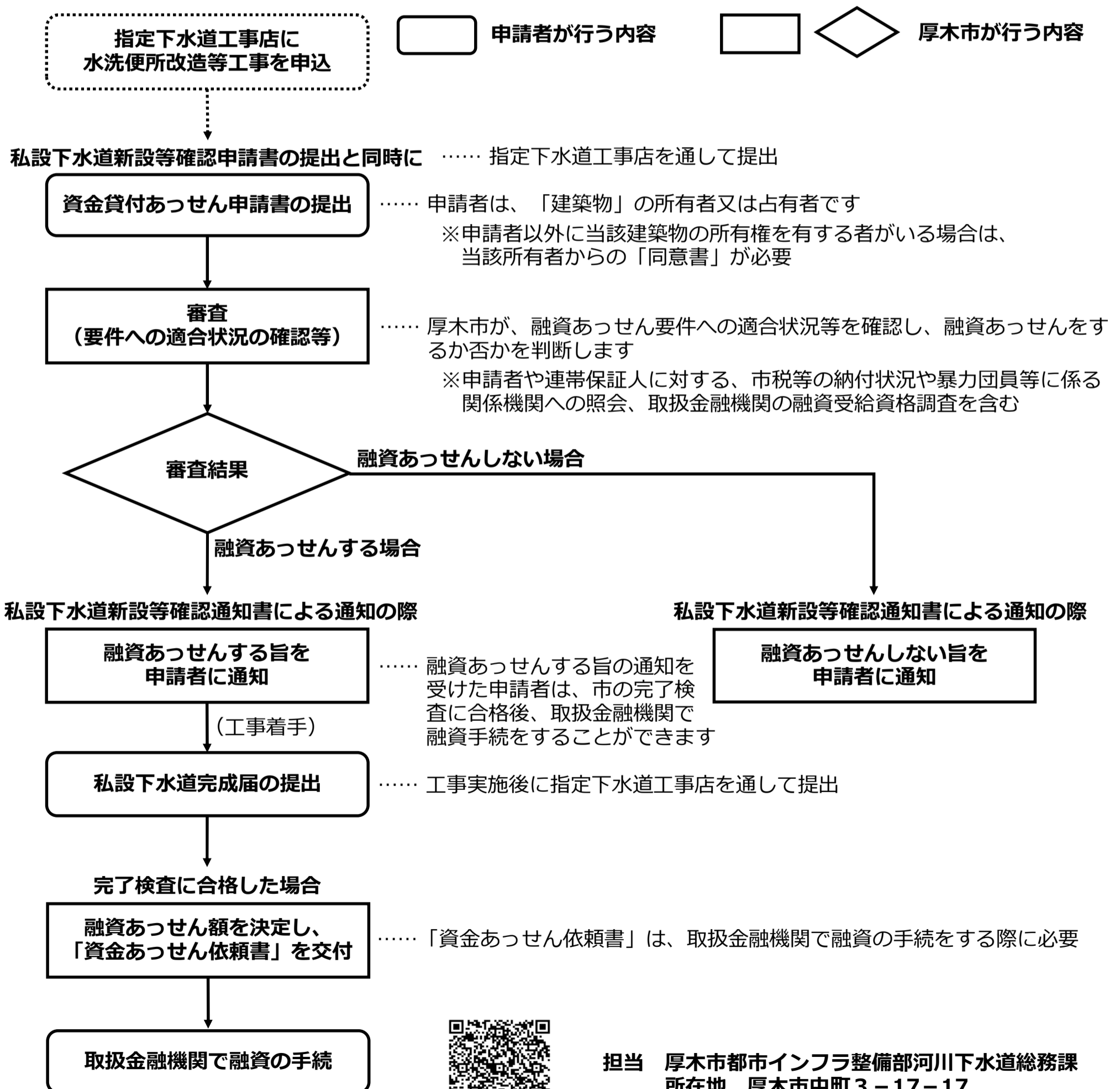
融資あっせんを受けることのできる方は、市内に住所を有する方のうち、「建築物」の所有者又は占有者（建築物の所有者の同意を得た者に限る）であって、公共下水道の供用開始日から3年以内に当該建築物に係る水洗便所改造等工事（次のいずれか）を行うことができ、連帯保証人（保証能力有・市内居住者）を1人立てることができる方です。

- ・くみ取便所を水洗便所に改造し、公共下水道（污水管）に接続する工事 ⇒ 融資55万円以内/個
- ・し尿浄化槽の機能を停止し、公共下水道（污水管）に接続する工事 ⇒ 共同使用 融資150万円以内/基
共同使用以外 融資55万円以内/基

※返済方法 融資を受けた翌月から毎月均等分割払（42箇月以内）で、融資を受けた金融機関にある預貯金口座から、自動引き落とし

【融資あっせんの対象外】

- ・法人の方
- ・同一の水洗便所改造等工事に対し、厚木市の「水洗便所改造等奨励金交付制度」を利用しようとする方
- ・市税（延滞金を含む）、下水道事業受益者負担金、公共下水道使用料のいずれかを滞納している方
- ・厚木市暴力団排除条例に定められた暴力団員等に該当する方
- ・取扱金融機関の融資受給資格調査で不適合となった方
- ・建築物の新築・増築を伴う工事



担当 厚木市都市インフラ整備部河川下水道総務課
所在地 厚木市中町3-17-17
TEL 046-225-2367 (直通)

各様式は、厚木市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/gesuido/4/5/30729.html